(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府立大学大学院長期履修規程(以下「規程」という。)第7条 の規定に基づき、長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期履修制度)

第2条 この制度は、職業を有している等の事情により、標準修業年限(博士前期課程2年、博士後期課程3年)での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて、計画的に履修し、教育課程を修了することにより学位を取得できる制度である。

(申請資格)

第3条 長期履修を申請することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有する者(正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者)
- (2) 育児、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難である者
- (3) その他やむをえない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難である者

(申請手続)

- 第4条 入学者選抜に合格した者のうち、入学前に長期履修制度の適用を希望する者は、 指導予定教員と履修計画及び研究計画について相談の上、研究科が指定する期日までに 羽曳野キャンパス事務所学生グループに次の(1)~(3)の書類を提出するものとする。
 - (1) 長期履修許可願(様式第1号)
 - (2) 長期履修申請理由書 (別に総合リハビリテーション学研究科で定める様式)
 - (3) 次に定める申請資格の確認できる書類

区 分	必要書類
職業を有する者で、標準修業年限で修了する ことが困難である者	在職証明書又はそれに代わるもの
育児、長期介護等により、標準修業年限で修	当該事実を証明する書類、または、
了することが困難である者	それを証明するもの
その他やむをえない事情を有し、標準修業年	当該事実を証明する書類、または、
限で修了することが困難である者	それを証明するもの

2 入学後に第3条の各号のいずれかに該当し、長期履修を希望する者は、長期履修希望 年度の前年度の研究科が指定する期日までに、事前に指導教員と相談の上、申請に必要 な書類を提出するものとする。 (長期履修の許可)

- 第5条 研究科長は、教授会の議を経て長期履修期間を定めて長期履修を許可するものとする。
- 2 長期履修期間の延長は認めないものとする。

(長期履修の期間)

- 第6条 申請できる長期履修の期間は、博士前期課程の場合は、在学期間の範囲内において、 3年または4年で認められた年限とする。博士後期課程の場合は、在学期間の範囲内に おいて、4年または5年若しくは6年とし、認められた年限とする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、入学後の申請により長期履修を認められた者の長期履修の期間 は、大学院学則第6条第1項に規定する標準修業年限から、既に修業した期間を差し引い た期間の2倍に相当する年数以内とする。
 - 3 長期履修の期間は1年を単位とし、学年の途中から開始することはできない。

(長期履修期間の短縮)

- 第7条 長期履修期間の短縮を希望する場合は、修了を予定する時期の2ヶ月前の月末日(当該日が土・休日・祝日の場合はその前日)までに、指導教員と相談の上、長期履修期間短縮願(様式第2号)を羽曳野キャンパス事務所学生グループに提出するものとする。
 - 2 長期履修期間の短縮は、学期単位とする。
 - 3 研究科長は、教授会の議を経て長期履修期間の短縮を許可する。

(長期履修制度にかかる授業料)

- 第8条 通常の授業料の年額に標準履修年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修 を認められた期間の年数で除した額とする。(在学中に授業料改定が行われた場合は、 在 学生にも新授業料が適用される。)
 - 2 前項の規程にかかわらず、長期履修期間の短縮が認められた場合は、本来授業料と の差額を徴収するものとする。
 - 3 許可された長期履修期間を超えた場合は、通常の在学期間の授業料を徴収するものと する。

附則

1 この要領は、平成27年10月29日から施行し、平成26年度入学生から適用する。